

## 入札監理小委員会における審議の結果報告 インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務

インターネット上の違法・有害情報対応相談業務等請負業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成24年4月から平成27年3月までの3年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

### 1. 業務内容及び確保されるべき公共サービスの質

#### 【論点】

- ① インターネット情報の検閲や監視を行うものではないかとの誤認識によるパブリックコメントが多数あったことに配慮し、本件が相談業務であることが理解され易い記述になっているか。

#### 【対応】

- ① 検閲や監視を行う事業ではない旨読み手に伝わるように業務の概要について記述を見直し、さらに本業務で対応する相談内容についても詳細に記述した。

### 2. 請負業務の内容

#### 【論点】

- ① 新規参入する民間事業者への配慮のため、毎年作成されてきた報告書は公開できないか。
- ② 業務の実態から考えて過大な内容に受け止められる記述をしていないか。

#### 【対応】

- ① 入札説明会で既存の報告書を閲覧できることとし、本業務で作成した報告書は総務省において公開する旨追記した。
- ② 実務アドバイザーが政策的助言を行うことや報告書には政策に寄与する意見の掲載が求められていたが、政策というより、相談業務の実務上の課題を見出して総務省に伝えることが本旨であったため、その旨の記述等を修正。

### 3. 従来の実施状況に関する情報の開示

#### 【論点】

- ① 相談業務の実態が明らかになっているか。

#### 【対応】

- ① これまでの相談内容の割合、回答に要した時間、実務・法務アドバイザーのそれぞれの業務内容、相談の事例、相談件数、相談業務フロー図について追記した。